

平成26年度第2回奈良市男女共同参画推進審議会会議録

開催日時 平成27年2月3日（水）午後2時から3時半まで

開催場所 奈良市男女共同参画センター会議室（2階）

議 題
 1・奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画（第2次）策定の進捗状況について
 （1）進捗状況報告及び今後のスケジュールについて
 （2）市民意識調査集計・分析結果報告
 （3）基本計画の骨子案について
 2・その他の取り組みについて

出席者	委員	大波委員、大橋委員、清川委員、北出委員、坂口委員、武田委員、横尾委員【計7人出席】 （小田委員、井上委員、宮坂委員、山崎委員は欠席）
	事務局	堀川課長、渡辺課長補佐、片岡主任、平田

開催形態 公開（傍聴人なし）

担当課 市民活動部男女共同参画課

案 件
 案件1
 奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画（第2次）策定の進捗状況について
 （1）進捗状況報告及び今後のスケジュールについて
 （2）市民意識調査集計・分析結果報告
 （3）基本計画の骨子案について

 案件2
 その他の取り組みについて

議事の内容

案件1（1）. 進捗状況報告及び今後のスケジュールについて

〔質疑・意見等〕	
	特になし
案件1 (2). 市民意識調査集計・分析結果	
〔質疑・意見等〕	
会 長	例えば、暴力を受けた時の相談先として、男女共同参画センターで、何か具体的にやっている周知はあるか。
事 務 局	今の時点では、緊急性のある方、身の危険を感じている方については警察と連携し、今すぐ保護しなければならない場合には、奈良県に一時保護施設があるので、そちらと連携し案内している。緊急性はないがDV被害を感じつつ、生活を送っている方の継続的な相談は女性問題相談室で聞いている。現在国でも、都道府県単位の相談支援センターだけではなくて、市町村でも県の相談支援センターの支援的機能を持たなくてはいけないということで、奈良市でも同様の機能をつけていくように考えている。
A 委 員	79ページの市民の方からの意見で、148.「窓口がたくさんあるが、なかなかそれが知られていないということで、しみんだよりの最終ページに毎号添付してほしい」という意見があるが、実現可能か。
事 務 局	しみんだよりの掲載スペースが、月一回発行になって以降制約があることから、スペースがある月には、そういった相談先の案内をする予定である。毎号決まっては難しい。そのため、しみんだよりに代わってリーフレット等を、市役所や市の関連施設等、市役所の女子トイレ等にも置いている。今後、医療機関や学校関係にさらに置くようにしないといけない。それを受けてまず物自体を来年度の予算で印刷しようと考えている。
A 委 員	動画サイト等に広告を掲示する方法でも少しずつ広報は可能。
B 委 員	DV被害者の一時保護施設の規模と利用数の現状は。
事 務 局	県の施設なので詳細は分からない、お時間頂いてよろしいか。

B 委 員	はい。奈良市として施設があるわけではなく、奈良県が施設を持っているのか。
事 務 局	奈良市が一時保護施設を持っているわけではなく、奈良県のこども家庭相談センターが持っている。今度奈良市でも持とうと考えている相談支援センターも、市町村はその機能を持つということであって、一時保護の場合はそちらへ繋げている。例えば、保護施設にしばらく居た後、自活しようという方の生活が軌道に乗るまでの期間、市営住宅の3ヶ月間を限度に優先的に住めるようにするというのもある。一時保護施設というのは、県の子家相の方の話によると、絶対に加害者が侵入できない、逆に言うと不自由な面もあるが、安全に最も特化した施設であると聞いている。今のところ県の相談センターが保護施設という機能を持っている。
B 委 員	自立という言葉が出ていたが、DV被害者で最後は配偶者と復縁するというケースはあるか。
事 務 局	ケースとして多いのは違う都道府県で、新たな生活をする。ただ、策定委員の方に聞いたところ、やはり働いている女性の方が職業を一旦失ってから、自立して生活していくのは難しい。
B 委 員	他の都道府県に出るということは、奈良県と連携しているのか。
事 務 局	行く先の都道府県の相談支援センターと連絡を取り合って連携している。DV被害者の証明書を県のこども家庭相談センターでも発行しているので、そこから望まれる場所で保護等をされて生活する。
会 長	保護された方が復縁することがあり得るのか。また他の県に行ったきりなのか。加害者側から言えば、保護されて以降音沙汰なしという状況になるのか。
事 務 局	加害者は全く住所も分からないようになる。他の都道府県から奈良市にDVの被害者が転居してきた場合、どちらかの住まいに住民票を置くが、被害者支援措置として市民課の窓口で住民票を出した時に、支援措置申請をすると、逃げてきた方の住民票や住民票関係の書類の閲覧や証明などを一年間外に出さないようにできる。現在男女共同参画課では、そういった方の支援措置申請として、その情報を関係課へ流している。この方については支援措置申請が出ている

	<p>ので、個人情報については一切出さないということでの情報共有の場としている。支援措置申請の担当課である市民課の窓口では、一年経過後、住民票を即開示するといったことはせず、確認をし、継続の意思表示があれば支援措置期間を延長する。横尾委員の質問で、一時保護の現状は、平成24年度は91名、その内、元の家に戻ったのが30名。その他の都道府県に行った方はいない、同じ奈良市内で別の住所へ移った人が13名、親族のところへ行ったのが24名。元の家へ帰宅する方が最も多いが、次に実家や身内の家へ身を寄せるといいうのが多い。ただ、この場合加害者には警察の方から、しばらく近づくなといった命令も出ているので、ある程度は守られている。</p>
B 委員	奈良県の施設数としては3つか。
事務局	奈良県内で一時保護の施設があるのは1カ所のみ。
C 委員	<p>子どもが中学生の場合、家庭でDVがあった時、主な避難先は遠方。親戚へ身を寄せると場所がばれるので、保護施設がたくさんある府県へ主に行く。また住民票と同じく、どこに行ったか分かってしまうので、転校手続きは取らない。奈良警察署でも聞いたが、デートDVも含めて、復縁させてはならないと聞いている。被害者は暴力自体には否定的でも、一部加害者に対して好意があると、加害者は優しい時と、暴力的な時を繰り返す。結局のところ復縁させてはならない。中学教師にその権限はないので、遠方にいってもらう。加害者から学校に問い合わせがあっても、徹底して身元を口にしないようにしなければいけないという苦しさはあるが、いずれの場合にしても、子ども達の心についた傷は非常に深い。男の子だったら将来、DVをしてしまうリスクがあると言われている。よって、徹底した暴力排除の指導を、子どもの精神的な成長に応じて段階的に行う。</p>
<p>案件1 (3). 基本計画の骨子案について</p>	
<p>〔質疑・意見等〕</p>	
D 委員	<p>一つ目に、アンケート調査でDV体験あると答えた方が33%以上であったことから、全国と比較して高いと思ったか。二つ目に、基本計画と実施計画を一緒に実施していくことにおいて、庁内での連携をとり合うことができる見通しがあるのかどうか。なぜなら、今回の基本計画の施行の方向が、前回よりも肉付けされているからで</p>

	<p>ある。具体的には、Ⅰ.市民の視点になってきているところや、「啓発」や「早期」というところを挙げている、Ⅱ.「周知に力を入れる」や「相談員の充実」など一番大切なことを挙げている、最後に「推進体制の充実」に、庁内の連携体制の強化を挙げている点である。</p>
事務局	<p>現在 DV の庁内関係課の庁内連絡会議がある。DV 被害者の個人情報保護についての情報共有などを、庁内連絡会議で話し合いながら、進めている。前期の第一次計画は、基本計画と実施計画は別綴じになっていたが、それを一冊にして、またこの骨子案をもとに、素案という作業を進めている。策定委員会よりも前に庁内の関係課に素案を示し、確認することに加え、実際に事業として行っているということも意見として聞く作業に入ろうとしている。担当課と連携して作っていかないと、進捗状況も把握できないので、第一次計画での反省を活かし、しっかり固めていきたい。庁内連絡会議というのは今もあるが、もっと充実した会議にしていけないといけないと考えている。</p>
D 委員	<p>先ほど数字的にちょっと多いのではないかと行ったところについてどう考えているか。</p>
事務局	<p>国でも調査をしたが、国の質問の仕方と若干違い、国は5年以内に暴力を受けた方という限定の質問をしていたので、対比が若干違う。今資料が手元にないので見てきます。</p>
D 委員	<p>多くの方が体験されているため、保障制度を充実させなければならない。私見だが、先ほど学校関係の方が言っていた、加害者の更生プログラムが日本に定着していないことから、幼少期に DV だけでなく、人を大切にすることなどを植え付けていかないといけないと考える。ケンカした時に、相手をどの程度精神的に傷付けたか子供に理解させる。そうした更生方法を社会が主体となり行わねばならない。DV だけでなく人権全て含めて、そういう社会を構築できればよいと考える。その方法は何なのかと考えている。</p>
E 委員	<p>次期計画の基本目標について、アンケートを見ると加害者罰則規定を厳しくしてほしいなどと載っているが、DV を繰り返す若い加害者たちの教育というのは、この中でどうプログラムに入るのか。</p>
事務局	<p>加害者プログラムは、今回発表していない。加害者プログラムを市</p>

	<p>レベルで行う時、加害者にも相談窓口を設けていることが、被害者に恐怖心を与えるので、加害者と被害者の相談窓口は全く別の場所にしないといけない。なので、これから県と話し合っていかなければならず、市としてまずは被害者の支援を考えている。</p>
会 長	<p>他の国等では加害者を更生するプログラムというものはあるのか。</p>
D 委 員	<p>なぜ更生プログラムをし始めたのか詳細は知らないが、グループでの更生プログラムというのは聞いたことがある。DV 加害者を集めて、話し合う中で段々更生していく。日本でも NPO 等が行っている。この辺りではあまり見ない。</p>
会 長	<p>加害者に対して強制は出来ない。彼らは加害者としての自覚や認識はあるのか。</p>
D 委 員	<p>例えば薬物依存者と同様に、法律による強制が無ければ難しい。</p>
事 務 局	<p>加害者としての問題意識を持った人は、長い時間をかければ更生できる。</p>
事 務 局	<p>先ほどの武田委員の質問について、国の方の質問を勘違いしており、5 年以内というのは別の質問のところに書かれていたものであり、配偶者からの被害状況についてのアンケートをしている。回答者 2598 人の内、「何度もあった」と「1、2 度あった」と答えた方の割合が 26.2%であった。よって奈良市の方が高い。</p>
<p>案件 2. その他の取り組みについて</p>	
<p>〔質疑・意見等〕</p>	
A 委 員	<p>パブリックコメントとは何か。</p>
事 務 局	<p>パブリックコメントとは、審議会で承認された計画の素案を、ホームページにアップし、内容について市民から意見を頂くというもの。頂いた意見を計画に反映するかはまた別で、必要があれば反映する。市民の方からの意見は策定委員会で審議して頂く。</p>
A 委 員	<p>それはホームページだけの公開か。</p>

事務局	ホームページと出張所や行政センターの各窓口。
A 委員	そういう意見は寄せられるものなのか。
事務局	計画の内容によるが、ほとんど意見のない計画もあれば、たくさん意見をもらえる計画もある。例えば、子どもに関する計画等は興味がある方が多いので意見が多い。
資料	<ul style="list-style-type: none"> (1)次第 (2)DV 防止及び被害者支援基本計画策定スケジュール (3)奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画策定のための市民意識調査報告書 (4)骨子案 (5)奈良市の男女共同参画施策の取組状況について